

県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第7号

県立学校学則の一部を改正する規則

県立学校学則（昭和36年香川県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表1（第1条関係）					別表1（第1条関係）				
略					略				
中学校					中学校				
略					略				
高等学校					高等学校				
略					略				
特別支援学校					特別支援学校				
名称	位置	主として行う教育の内容	部等	学科	名称	位置	主として行う教育の内容	部等	学科
略					略				
香川県立高松養護学校	高松市田村町1098番地1	肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育	小学部 中学部 高等部	普通科	香川県立高松養護学校	高松市田村町1098番地1	肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育	小学部 中学部 高等部	普通科 <u>工芸科</u>
略					略				
別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）					別表2 専門教育を主とする学科の目標（第1条の2関係）				
略					略				
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部					視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部				
略					略				
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部					聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校の高等部				
略					略				

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を
主として行う特別支援学校の高等部

区分	学科	目標
工業に関する 学科	工芸科	木材工芸、印刷、窯業などの分野を選択してその基礎的知識と技術を習得させ、職業生活に必要な能力と実践的な態度を育てる。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。